

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 106 号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和 48 年岩手県規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「森林整備事業」とは、公的森林整備推進事業、<u>流域公益保全林整備事業、<sup>きずな</sup> 絆の森整備事業、流域循環資源林整備事業</u>、保全松林緊急保護整備事業、被害地等森林整備事業及び森林居住環境整備事業をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「育成単層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 整理伐 天然林の質的及び構造的な改善を目的として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業路（造林用資材の搬入、作業員の輸送等の作業のために<u>一時的に</u>設置する簡易な施設をいう。以下同じ。）の開設をいう。</p> <p>(2) 人工造林 森林の造成を目的として行う伐採前特殊地<sup>ごしら</sup>え、<sup>ごしら</sup>地拵え、植付け（松林保護樹林帯造成にあつては、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる松くい虫（以下「松くい虫」という。）の被害に対して抵抗力のある樹種の植付け）、播種、施肥、特殊地<sup>ごしら</sup>拵え造林における前生樹の伐倒及び除去並びに<u>作業路</u>の開設をいう。</p> <p>(3) 単層林改良 優良な育成単層林の育成を目的として行う地<sup>ごしら</sup>拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の苗木の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときにあつては大苗の植付け、松林保護樹林帯造成にあつては松くい虫の被害に対して抵抗力のある樹種の植付け）又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木<sup>とうた</sup>の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに<u>作業路</u>の開設をいう。</p> <p>(4) 保育（植栽型） 林木の健全な成長の促進を目的とし</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「森林整備事業」とは、公的森林整備推進事業、<u>流域育成林整備事業、<sup>きずな</sup> 絆の森整備事業</u>、保全松林緊急保護整備事業、被害地等森林整備事業及び森林居住環境整備事業をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「育成単層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 整理伐 天然林の質的及び構造的な改善を目的として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに<u>作業道（造林用資材の搬入、作業員の輸送等の作業のために設置する簡易な施設であつて、主に四輪自動車等が通行可能なものをいう。以下同じ。）又は作業路（造林用資材の搬入、作業員の輸送等の作業のために設置する簡易な施設であつて、主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能なものをいう。以下同じ。）（以下「作業道等」と総称する。）</u>の開設及び改良をいう。</p> <p>(2) 人工造林 森林の造成を目的として行う伐採前特殊地<sup>ごしら</sup>え、<sup>ごしら</sup>地拵え、植付け（松林保護樹林帯造成にあつては、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる松くい虫（以下「松くい虫」という。）の被害に対して抵抗力のある樹種の植付け）、播種、施肥、特殊地<sup>ごしら</sup>拵え造林における前生樹の伐倒及び除去並びに<u>作業道等</u>の開設及び改良をいう。</p> <p>(3) 単層林改良 優良な育成単層林の育成を目的として行う地<sup>ごしら</sup>拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の苗木の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときにあつては大苗の植付け、松林保護樹林帯造成にあつては松くい虫の被害に対して抵抗力のある樹種の植付け）又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木<sup>とうた</sup>の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに<u>作業道等</u>の開設及び改良をいう。</p> <p>(4) 保育（植栽型） 林木の健全な成長の促進を目的とし</p>

て行う次に掲げるもの（松林保護樹林帯造成にあつてはエを除くもの、被害地等森林整備事業のウにあつては別に定める齢級の林分を別に定める指定被害地造林として行う火災、気象災、病虫害等（以下「気象災等」という。）による倒伏木の倒木起こし及び作業路の開設を行うもの）をいう。

ア～ウ [略]

エ 枝打ち 別に定める齢級の人工林において地下水の基底流量等の増大等公益的機能の向上又はスギ若しくはヒノキの雄花除去等による花粉生産の抑制を目的として行う林木の枝葉の除去及び作業路の開設

オ 除伐及び間伐 別に定める齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業路の開設（別に定める人工林については、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により、知事が樹立する地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に限る。）

カ 特定高齢級間伐 森林法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林（以下「要整備森林」という。）に指定されている別に定める齢級の森林（公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるもので、別に定めるものに限る。）について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰及び作業路の開設

(5) 保育（天然更新型） 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級以下の林分の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア・イ [略]

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業路の開設

エ 特定高齢級間伐 要整備森林に指定されている別に定める齢級の森林（公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるもので、別に定めるものに限る。）について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰及び作業路の開設

(6) 育成単層林作業路の開設 育成単層林の造成及び整備のため長期間継続して使用される作業路（以下「育成単層林作業路」という。）の開設をいう。

4 この規則において「育成複層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによ

て行う次に掲げるもの（松林保護樹林帯造成にあつてはエを除くもの、被害地等森林整備事業のウにあつては別に定める齢級の林分を別に定める指定被害地造林として行う火災、気象災、病虫害等（以下「気象災等」という。）による倒伏木の倒木起こし並びに作業道等の開設及び改良を行うもの）をいう。

ア～ウ [略]

エ 枝打ち 別に定める齢級の人工林において地下水の基底流量等の増大等公益的機能の向上又はスギ若しくはヒノキの雄花除去等による花粉生産の抑制を目的として行う林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良

オ 除伐及び間伐 別に定める齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良（別に定める人工林については、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により、知事が樹立する地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に限る。）

カ 特定高齢級間伐 森林法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林（以下「要整備森林」という。）に指定されている別に定める齢級の森林（公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるもので、別に定めるものに限る。）について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰並びに作業道等の開設及び改良

(5) 保育（天然更新型） 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級の林分の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア・イ [略]

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

エ 特定高齢級間伐 要整備森林に指定されている別に定める齢級の森林（公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるもので、別に定めるものに限る。）について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰並びに作業道等の開設及び改良

(6) 育成単層林作業道の開設及び改良 育成単層林の造成及び整備のため長期間継続して使用される作業道（以下「育成単層林作業道」という。）の開設及び改良をいう。

4 この規則において「育成複層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによ

る。

(1) [略]

(2) 人工林整理伐 天然更新を図り、針広混交林化又は広葉樹林化を促進することを目的として、別に定める齢級の人工林において行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積をいう。）及び作業路の開設をいう。ただし、森林施業計画において、抜き伐りによって針広混交林又は広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記されており、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において行うものに限る。

(3) 受光伐 育成複層林の造成又は育成を目的として行う次に掲げるものをいう。

ア 抜き伐り 別に定める齢級の林分のうち下層木の植栽、育成等の障害となる林木（以下「支障木」という。）並びに別に定める齢級の林分のうちあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らし及び作業路の開設

イ [略]

(4) 樹下植栽等 育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める齢級の林分において行う地拵え、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け又は播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去及び作業路の開設をいう。

(5) 複層林改良 優良な育成複層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の苗木の植栽（植栽後の確実な造林を図るため必要があるときは、大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業路の開設をいう。

(6) 保育（植栽型） 下層木の健全な成長の促進を目的として、行う次に掲げるものをいう。

ア～ウ [略]

エ 除伐及び間伐 下層木が別に定める齢級の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業路の開設

(7) 保育（天然更新型） 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級の林分の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア・イ [略]

る。

(1) [略]

(2) 人工林整理伐 天然更新を図り、針広混交林化又は広葉樹林化を促進することを目的として、別に定める齢級の人工林において行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積をいう。）並びに作業道等の開設及び改良をいう。ただし、森林施業計画において、抜き伐りによって針広混交林又は広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記されており、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において行うものに限る。

(3) 受光伐 育成複層林の造成又は育成を目的として行う次に掲げるものをいう。

ア 抜き伐り 別に定める齢級の林分のうち下層木の植栽、育成等の障害となる林木（以下「支障木」という。）並びに別に定める齢級の林分のうちあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らし並びに作業道等の開設及び改良

イ [略]

(4) 樹下植栽等 育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める齢級の林分において行う地拵え、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け又は播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(5) 複層林改良 優良な育成複層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の苗木の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け）又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(6) 保育（植栽型） 下層木の健全な成長の促進を目的として行う次に掲げるものをいう。

ア～ウ [略]

エ 除伐及び間伐 下層木が別に定める齢級の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

(7) 保育（天然更新型） 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級の林分の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア・イ [略]

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業路の開設

(8) 育成複層林作業路の開設 育成複層林の造成及び整備のため長期間継続して使用される作業路（以下「育成複層林作業路」という。）の開設をいう。

5 「機能増進保育」とは、別に定める森林で行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 抜き伐り等 長伐期施業における適正な密度管理を目的として、別に定める齢級の林分において、繰り返し実施する抜き伐り等（不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び林木の枝葉の除去）及び作業路の開設をいう。

(2) 機能増進保育作業路の開設 長伐期施業を行う林分の造成及び整備のための長期間継続して使用される作業路（以下「機能増進保育作業路」という。）の開設をいう。

6 この規則において「特定間伐」とは、別に定める緊急間伐推進団地において緊急間伐推進協定に基づいて別に定める齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積並びにこれらと一体的に行う採光のための枝葉の除去及びこれらに伴う作業路（長期間継続して使用される作業路（以下「特定間伐作業路」という。）を含む。）の開設をいう。

7 この規則において「長期育成循環整備」とは、別に定める長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 誘導伐 長期育成循環施業における適正な密度管理を目的として、別に定める齢級の人工林において行う支障木の伐倒、搬出集積及び作業路の開設又は別に定める齢級の人工林において行う支障木の枝葉の一部の除去をいう。

(2) 樹下植栽等 上層木が別に定める齢級の人工林において行う地拵え、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け又は播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去及び作業路の開設をいう。

(3) 長期育成循環改良 上層木が別に定める齢級の人工林において行う地拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け）又

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

(8) 育成複層林作業道の開設及び改良 育成複層林の造成及び整備のため長期間継続して使用される作業道（以下「育成複層林作業道」という。）の開設及び改良をいう。

5 「機能増進保育」とは、別に定める要件を満たす森林で行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 抜き伐り等 長伐期施業における適正な密度管理を目的として、別に定める齢級の林分において、繰り返し実施する抜き伐り等（不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び林木の枝葉の除去）並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(2) 機能増進保育作業道の開設及び改良 長伐期施業を行う林分の造成及び整備のための長期間継続して使用される作業道（以下「機能増進保育作業道」という。）の開設及び改良をいう。

6 この規則において「特定間伐」とは、別に定める緊急間伐推進団地において緊急間伐推進協定に基づいて別に定める齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積並びにこれらと一体的に行う採光のための枝葉の除去及びこれらに伴う作業道等（長期間継続して使用される作業道（以下「特定間伐作業道」という。）を含む。）の開設及び改良をいう。

7 この規則において「長期育成循環整備」とは、別に定める長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 誘導伐 長期育成循環施業における適正な密度管理を目的として、別に定める齢級の人工林において行う支障木の伐倒、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良又は別に定める齢級の人工林において行う支障木の枝葉の一部の除去をいう。

(2) 樹下植栽等 上層木が別に定める齢級の人工林において行う地拵え、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け又は播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(3) 長期育成循環改良 上層木が別に定める齢級の人工林において行う地拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け）又

は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業路の開設をいう。

(4) 保育(植栽型) 下層木の健全な成長の促進を目的として行う次に掲げるものをいう。

ア～ウ [略]

エ 除伐及び間伐 下層木が別に定める齢級の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業路の開設

(5) 保育(天然更新型) 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア・イ [略]

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業路の開設

(6) 長期育成循環作業路の開設 長期育成循環整備の実施のため長期間継続して使用される作業路(以下「長期育成循環作業路」という。)の開設をいう。

8 [略]

9 この規則において「流域公益保全林整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育、特定間伐、長期育成循環整備並びに附帯施設等整備をいう。

10 この規則において「絆の森整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う次に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民参加型森林整備(行政支援タイプ) 森林所有者(森林法第2条第2項の森林所有者(国、県及び独立行政法人緑資源機構を除く。))をいう。以下同じ。)、特定非営利活動促進法(平成13年法律第138号)第2条第2号の特定非営利活動法人その他非営利の活動を行う団体(以下「非営利活動団体」という。))及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、非営利活動団体が林業体験活動等を行う場所において、市町村が森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア [略]

イ 市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木及び不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒及び搬出集積、作業路の開設等(エ、第2号ア及び

は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(4) 保育(植栽型) 下層木の健全な成長の促進を目的として行う次に掲げるものをいう。

ア～ウ [略]

エ 除伐及び間伐 下層木が別に定める齢級の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

(5) 保育(天然更新型) 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア・イ [略]

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

(6) 長期育成循環作業道の開設及び改良 長期育成循環整備の実施のため長期間継続して使用される作業道(以下「長期育成循環作業道」という。)の開設及び改良をいう。

8 [略]

9 この規則において「流域育成林整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育、特定間伐、長期育成循環整備及び附帯施設等整備をいう。

10 この規則において「絆の森整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民参加型森林整備(行政支援タイプ) 森林所有者(森林法第2条第2項の森林所有者(国、県及び独立行政法人緑資源機構を除く。))をいう。以下同じ。)、特定非営利活動促進法(平成13年法律第138号)第2条第2号の特定非営利活動法人その他非営利の活動を行う団体(以下「非営利活動団体」という。))及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、非営利活動団体が林業体験活動等を行う場所において、市町村が森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア [略]

イ 市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木及び不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒及び搬出集積並びに作業道等の開設及び改良(エ、

第3号アにおいて「共生林整備」という。）

ウ [略]

エ 共生林整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期継続して使用される作業路（以下「絆の森作業路」という。）の開設（以下「林内歩道等整備」という。）

オ [略]

(2) 市民参加型整備（市民主導タイプ） 非営利活動団体及び知事が認める者が森林所有者から受託して森林法第11条第1項の森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）を作成し、又は特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（同法第10条の11の8第2項の施業実施協定に係るものに限る。）を受けた同項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）が森林所有者等と同法第10条の11の8第2項の施業実施協定を締結し、自ら森林の管理及び整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 共生林整備

イ・ウ [略]

(3) 市民参加型整備（市民開放タイプ） 森林施業計画を地域住民へ開示し、又は市町村及び非営利活動団体との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等（森林所有者、森林組合、生産森林組合及び岩手県森林組合連合会をいう。以下同じ。）が森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 共生林整備

イ・ウ [略]

(4) 野生生物共生林整備 野生生物との共存のため、森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 野生生物の生息及び生育環境の保全並びに移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹、花木及び餌木の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木及び不用木の除去、不良木の伐採及び搬出集積、作業路の開設等（ウにおいて「共生林整備」という。）

イ [略]

ウ 共生林整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び絆の森作業路の開設

エ [略]

11 この規則において「流域循環資源林整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う育成単層林整備、育

第2号ア及び第3号アにおいて「共生環境整備」という。）

ウ [略]

エ 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期継続して使用される作業道（以下「絆の森作業道」という。）の開設及び改良（以下「林内歩道等整備」という。）

オ [略]

(2) 市民参加型整備（市民主導タイプ） 非営利活動団体及び知事が認める者が森林所有者から受託して森林法第11条第1項の森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）を作成し、又は特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（同法第10条の11の8第2項の施業実施協定に係るものに限る。）を受けた同項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）が森林所有者等と同法第10条の11の8第2項の施業実施協定を締結し、自ら森林の管理及び整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 共生環境整備

イ・ウ [略]

(3) 市民参加型整備（市民開放タイプ） 森林施業計画を地域住民へ開示し、又は市町村及び非営利活動団体との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等（森林所有者、森林組合、生産森林組合及び岩手県森林組合連合会をいう。以下同じ。）が森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 共生環境整備

イ・ウ [略]

(4) 野生生物共生林整備 野生生物との共存のため、森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 野生生物の生息及び生育環境の保全並びに移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹、花木及び餌木の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木及び不用木の除去、不良木の伐採及び搬出集積並びに作業道等の開設及び改良（ウにおいて「共生環境整備」という。）

イ [略]

ウ 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道並びに絆の森作業道の開設及び改良

エ [略]

成複層林整備、機能増進保育、特定間伐、長期育成循環整備、  
附帯施設等整備、知事が別に定める地域における長期間継続  
して使用される高性能林業機械による作業に必要な作業路(以  
下「高性能林業機械作業路」という。)の開設及び既存の作  
業路の高性能林業機械作業路への改良をいう。

12 この規則において「保全松林緊急保護整備事業」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保全松林健全化整備 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において公益的機能の高い健全な松林の整備を目的に行う衛生伐(松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う、被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理並びに作業路の開設並びに松林を健全に育成及び保全するために長期間継続して使用される作業路(以下「衛生伐作業路」という。)の開設をいう。)をいう。

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において樹種転換を目的に行う育成単層林整備及び土壌改良(森林の生産力の回復を目的として行う地拵え、植付け(土壌改良木の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わら等の施用を含む。))及び作業路の開設をいう。以下この号において同じ。)、育成複層林整備のうち整理伐、複層林改良、保育(天然更新型)、土壌改良及び育成複層林作業路並びに附帯施設等整備のうち鳥獣害防止等整備をいう。

13 [略]

14 この規則において「森林居住環境整備事業」とは、知事又は市町村長が策定する里山エリア再生計画に基づいて行う居住地森林環境整備であって次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居住地周辺森林整備 居住地周辺の森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒、搬出集積及び除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等をいう。

(2) 路側樹林帯整備 居住地周辺の森林内の道路の沿道において、防災、景観等に配慮した森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、枝葉の除去、支障木の伐倒及び搬出集積、巻枯らし、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木

11 この規則において「保全松林緊急保護整備事業」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保全松林健全化整備 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において公益的機能の高い健全な松林の整備を目的に行う衛生伐(松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う、被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理並びに作業道等の開設及び改良並びに松林を健全に育成及び保全するために長期間継続して使用される作業道(以下「衛生伐作業道」という。)の開設及び改良をいう。)をいう。

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において樹種転換を目的に行う育成単層林整備及び土壌改良(森林の生産力の回復を目的として行う地拵え、植付け(土壌改良木の植付けを含む。))、播種、施肥(石灰及び稲わら等の施用を含む。))並びに作業道等の開設及び改良をいう。以下この号において同じ。)、育成複層林整備のうち整理伐、複層林改良、保育(天然更新型)、土壌改良及び育成複層林作業道並びに附帯施設等整備のうち鳥獣害防止等整備をいう。

12 [略]

13 この規則において「森林居住環境整備事業」とは、知事又は市町村長が策定する里山エリア再生計画に基づいて行う居住地森林環境整備であって次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居住地周辺森林整備 居住地周辺の森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒、搬出集積及び除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰並びに作業道等の開設及び改良等をいう。

(2) 路側樹林帯整備 居住地周辺の森林内の道路の沿道において、防災、景観等に配慮した森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、枝葉の除去、支障木の伐倒及び搬出集積、巻枯らし、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木

の除去、不良木の淘汰等をいう。

(3) 林内歩道等整備 居住地周辺の森林の整備、管理及びその利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道並びに長期間継続して使用される作業路（以下「居住地森林作業路」という。）の開設をいう。

(4) [略]

15 [略]

16 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行う者で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) [略]

(2) 流域公益保全林整備事業 市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の財産区及び同法第284条第1項の一部事務組合（以下「市町村等」という。）、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号の団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林施業計画の認定を受けた者並びに市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(3) [略]

(4) 流域循環資源林整備事業 市町村等、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

（補助金の交付の対象及び補助率等）

第3条 [略]

2 補助率は、流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業、被害地等森林整備事業及び森林居住環境整備事業にあつては100分の40、保全松林緊急保護整備事業及び絆の森整備事業にあつては100分の70（衛生伐にあつては100分の75、用地等取得にあつては100分の40）、公的森林整備推進事業にあつては100分の50とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) [略]

の除去、不良木の淘汰並びに作業道等の開設及び改良等をいう。

(3) 林内歩道等整備 居住地周辺の森林の整備、管理及びその利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道並びに長期間継続して使用される作業道（以下「居住地森林作業道」という。）の開設及び改良をいう。

(4) [略]

14 [略]

15 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行う者で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) [略]

(2) 流域育成林整備事業 市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の財産区及び同法第284条第1項の一部事務組合（以下「市町村等」という。）、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

（補助金の交付の対象及び補助率等）

第3条 [略]

2 補助率は、流域育成林整備事業、被害地等森林整備事業及び森林居住環境整備事業にあつては100分の40、保全松林緊急保護整備事業及び絆の森整備事業にあつては100分の70（衛生伐にあつては100分の75、用地等取得にあつては100分の40）、公的森林整備推進事業にあつては100分の50とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) [略]



(2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること（衛生伐、作業路の開設及び附帯施設等整備に係る補助を除く。）。

(3) [略]

(4) 補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業路、育成複層林作業路、機能増進保育作業路、特定間伐作業路、長期育成循環作業路、<sup>きすな</sup>絆の森作業路、高性能林業機械作業路、衛生伐作業路及び居住地森林作業路の全部又は一部を当該作業路に係る森林整備計画期間内に転用若しくは用途変更する場合又は補助目的を達成することが困難となる行為を行おうとする場合は、あらかじめ所管する局長にその旨届け出るとともに、当該転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為に係る作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5)・(6) [略]

(7) 作業路等の開設又は改良に係る森林整備について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして局長が認めたときを除く。）は、当該作業路開設につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業により人工造林の伐採前特殊<sup>こしら</sup>拵えを行った場合において、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、当該人工造林につき交付を受けた伐採前特殊<sup>こしら</sup>拵えに係る補助金相当額を返還すること。

(9) 公的森林整備推進事業、流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業、保全松林緊急保護整備事業及び被害地等森林整備事業により整理伐を行った場合において、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年以内に改良を行わないときは、当該森林につき交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(10) 公的森林整備推進事業、流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業により誘導伐を行った場合において、長期育成循環施業協定に違反して、予定していた樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき及び立木の材積が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、当該誘導伐を行った林地につき交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。

(2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること（衛生伐、作業道等の開設及び改良並びに附帯施設等整備に係る補助を除く。）。

(3) [略]

(4) 補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道、<sup>きすな</sup>絆の森作業道、衛生伐作業道及び居住地森林作業道の全部又は一部を当該作業道に係る森林整備計画期間内に転用若しくは用途変更する場合又は補助目的を達成することが困難となる行為を行おうとする場合は、あらかじめ所管する局長にその旨届け出るとともに、当該転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為に係る作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5)・(6) [略]

(7) 作業道等の開設又は改良に係る森林整備について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして局長が認めたときを除く。）は、当該作業道等開設につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 流域育成林整備事業により人工造林の伐採前特殊<sup>こしら</sup>地拵えを行った場合において、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年以内に苗木の植付けを行わないときは、当該人工造林につき交付を受けた伐採前特殊<sup>こしら</sup>地拵えに係る補助金相当額を返還すること。

(9) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業及び被害地等森林整備事業により整理伐を行った場合において、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年以内に改良を行わないときは、当該森林につき交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(10) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業により誘導伐を行った場合において、長期育成循環施業協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあつては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定していた樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき及び立木の材積が長期育成循環協定又は市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、当該誘導伐を行った林地につき交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還する

(11) [略]

2・3 [略]

別表（第4条関係）

提出書類及び添付書類	様式	提出部数
[略]	[略]	[略]
[略]		
7 <u>作業路</u> の開設に係る出来高設計書（事業主体が <u>作業路</u> の開設を請け負わせて <u>実行</u> した場合に限る。）		
8 請負契約書及び設計書の写し（市町村が請け負わせて事業を実施した場合又は <u>きずな</u> の森整備事業（ <u>共生林整備</u> に係るものを除く。）を実施した場合に限る。）		
[略]		

様式第1号（別表関係）

[略]

備考1 公的森林整備推進事業、流域公益保全林整備事業、きずなの森整備事業及び流域循環資源林整備事業については、右上の表に市町村名及び市町村森林整備事業計画の承認年月日を記載してください。

2 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号（甲）、様式第2号（乙）及び様式第2号（丙）中「作業路」を「作業道等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。

こと。

(11) [略]

2・3 [略]

別表（第4条関係）

提出書類及び添付書類	様式	提出部数
[略]	[略]	[略]
[略]		
7 <u>作業道等</u> の開設又は改良に係る出来高設計書（事業主体が <u>作業道等</u> の開設又は改良を請け負わせて <u>実施</u> した場合に限る。）		
8 請負契約書及び設計書の写し（市町村が請け負わせて事業を実施した場合又は <u>きずな</u> の森整備事業（ <u>共生環境整備</u> に係るものを除く。）を実施した場合に限る。）		
[略]		

様式第1号（別表関係）

[略]

備考1 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業及びきずなの森整備事業については、右上の表に市町村名及び市町村森林整備事業計画の承認年月日を記載してください。

2 [略]

[略]